

情報モラル資料

ネットトラブルの理解と対応



令和3年3月
新潟県教育委員会

はじめに

児童生徒にとって、インターネットは便利で楽しいものでありますが、一方で十分に理解しないまま使用してしまい、知らず知らずのうちに友だちを傷付けてしまったり、ネット上に悪口を書き込まれたり、ネット上で情報が拡散されてしまったりといったトラブル、また、危険なことに巻き込まれるような事態が発生しております。こうした児童生徒のSNSトラブルの急増を受け、他者への共感や思いやり、法やきまりのもつ意味などについて児童生徒が考えを深めることをねらいとして「新潟県 SNS 教育プログラム」を活用した授業を実践していただいているところです。

情報モラル教育を実施するにあたっては、教員自身が児童生徒を取り巻くインターネットの問題の実態を理解し、情報モラル教育の必要性や情報に対する責任を理解し、未然防止や事案発生時の対処方法に関する知識を身に付けていく必要があります。そして、これらの内容を児童生徒にも理解させ、安全に利用するためのルールやマナーについて継続的に指導していくことが大切です。

そこで、この度、情報モラル資料『ネットトラブルの理解と対応』を作成いたしました。本資料では、前半部では、知っておきたい児童生徒のインターネット利用実態やインターネット上のいじめの特徴についての知識をまとめ、後半部にインターネットに関するいじめ事例やトラブルの事例を示しています。情報モラル教育を実践しようとする際に、どのようなアプローチが望ましいかを考えるヒントを読み取っていただくと幸いです。

本資料の活用を通して、各学校における情報モラル育成に向けた取組の更なる充実が図られますようお願い申し上げます。

新潟県いじめ対策等検討会議

新潟県教育委員会

目次

はじめに

1 基本知識 … 2

いじめ防止対策推進法と条例

児童生徒のインターネット利用の実態

児童生徒を取り巻くインターネット環境

インターネットの特性

2 インターネット上のいじめの対応 … 11

インターネット上のいじめと基本的対応

インターネット上のいじめの事例と対応

指導チェックリスト

インターネット上の人権侵害

3 ネットトラブルの事例 … 20

インターネットに関連した迷惑行為や違法行為

インターネット上での出会いの危険性

著作権、肖像権の侵害

オンラインゲームのトラブル（課金、アカウント乗っ取り）

ネット依存・ゲーム依存

4 参考資料 … 27

相談窓口

関連参考リンク集

基本知識

いじめ防止対策推進法と条例

いじめ防止対策推進法と条例

「いじめ防止対策推進法」や「新潟県いじめ等の対策に関する条例」には、インターネットを通じて行われるいじめに対応することが明記されています。

○ いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）

（定義）

第 2 条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第 19 条 3

インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

○ 新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和 2 年 12 月 25 日施行）

児童生徒が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、社会全体でいじめ等の対策を推進することを目指し、令和 2 年 12 月 25 日に公布されました。

（定義）

第 2 条

この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

(インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止等)

第13条

県は、市町村その他の関係者と連携し、インターネットを通じて送信されるいじめ等に関する情報が及ぼす影響の重大性に鑑み、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携し、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ類似行為の早期発見に資する体制の整備を図るものとする。



特徴的なこととして、第2条2項で、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を拡大し、本人が知った場合に心身の苦痛を感じる蓋然性が高い場合、その行為を「いじめ類似行為」と定義しています。これは、例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らずにいるために心身の苦痛を感じていないが、それを知った時に苦痛を感じる可能性の高いケースを「いじめ類似行為」として、「いじめ」と同様に取扱うとしたものです。学校がこの事実を把握した場合、本人からの被害の訴えがなくとも「いじめ」として捉え、対応する必要があるので注意が必要です。

○ 新潟県いじめ防止基本方針

インターネットを通じて行われるいじめへの対策

第3 3 (5)

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携していく。児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。

児童生徒のインターネット利用の実態

児童生徒のインターネット利用の実態

インターネット利用率（機器・学校種別）

- 93.2%が、インターネットを利用
 - 小学生 86.3%
 - 中学生 95.1%
 - 高校生 99.1%

- インターネットを利用する機器
 - スマートフォン (63.3%)
 - 携帯ゲーム機 (31.2%)
 - タブレット (29.6%)



インターネット利用内容の内訳

- 【高校生】
 - ・コミュニケーション(90.1%)
 - ・動画視聴(87.8%)
 - ・音楽視聴(84.3%)
- 【中学生】
 - ・動画視聴(84.3%)
 - ・ゲーム(76.4%)
 - ・コミュニケーション(75.3%)
- 【小学生】
 - ・ゲーム(81.7%)
 - ・動画視聴(72.0%)
 - ・コミュニケーション(41.8%)

インターネット利用時間 (平日1日あたり)

	平均利用時間	前年度比	3時間以上の割合
総数	182.3分	14分増	46.6%
小学生	129.1分	11分増	29.3%
中学生	176.1分	12分増	45.3%
高校生	247.8分	31分増	66.3%

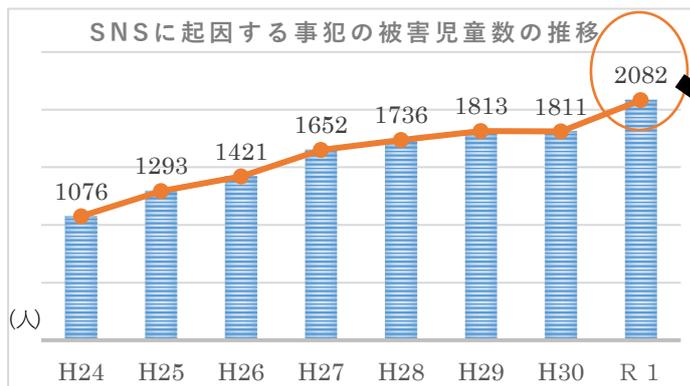
目的ごとのインターネット利用時間 (平日1日あたり)

	令和元年度	H30年度
勉強・学習・知育	33.3分	35.7分
趣味・娯楽	119.5分	105.6分
保護者友人等とのコミュニケーション	43.9分	52.4分

出典：内閣府「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(令和2年4月)

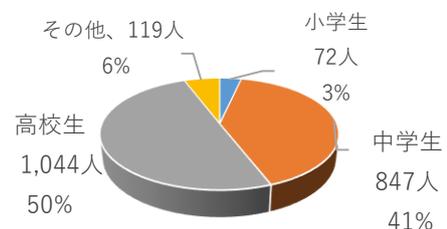
SNS に起因する事犯の被害状況

SNS に起因する事犯の被害児童数の推移



(令和元年度 警察庁の統計をもとに作成)

<被害児童数の校種別内訳>



インターネット上では、匿名での利用が可能なることを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの人権問題が起きています。また、それらの利用に伴う犯罪被害も生じているとともに、気付かぬうちに加害者となるケースも少なくありません。学校においては、情報社会の特性の理解を深め、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルを理解させることが重要となります。

児童生徒を取り巻くインターネット環境

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）について

SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。

人と人とのつながりを増やしていくために提供されている場で、趣味や出身校や友人の友人といった共通のつながりで、さまざまな人とインターネット上で交流することを目的としたサービスです。

代表的なSNS

コミュニティアプリ、動画・写真投稿アプリ、ゲームアプリ、位置情報共有アプリ等、これらの多くは無料で利用することが可能です。

児童生徒は、さまざまなアプリを使用しているので、どのようなアプリを使用しているのか情報収集しておくといいでしょう。



LINE

友だちや家族と文字や音声でやりとりができるコミュニケーションツールです。

1対1のやりとりだけでなく、グループ単位でのやりとりも可能です。

<特徴>

- ・トーク
(文字を使ったリアルタイムの会話ができます。写真を貼り付けたり、「スタンプ」という画像を送ったり、さまざまな機能を使って会話を楽しめます。)
- ・タイムライン
(今日の出来事などを書いたり、写真を載せて近況を知らせたりすることができます。「いいね！」やコメントを付けて交流を深めることができます。相手が非公開にしていると許可された人以外は見ることができません。)
- ・ステータスメッセージ
(自身の近況や一言を書き込むもので、自分のホーム画面や相手の友だちリストに表示されます。最大500字まで入力が可能です。)
- ・ストーリー
(投稿後24時間経つと自動的に削除されます。InstagramやFacebookにもある機能です。消えるので気軽に投稿できます。投稿後はマイストーリーとして保存され、自分だけが見ることができます。)
- ・オープンチャット
(友だち以外の不特定多数の人とやり取りできる機能で、いろんなジャンルで共通の話題を楽しめます。公開設定にすることも、非公開設定にすることもできます。)

<注意点>

「グループ外し」、ステータスメッセージや24時間で消えるストーリー機能の中に悪口を紛れ込ませる等、いじめにつながる場合があります。

Twitter

短い文章や写真などで、今の気持ちや起きていること、伝えたいことをツイート（投稿）して、他のユーザーと交流ができます。

1回の投稿で公開したくない内容であれば、非公開にして一部の人のみに見せることも可能です。

<特徴>

- ・1つの投稿に140字と制限がありますが、何気ない一言や写真が注目されて一気に拡散されます。
- ・アカウントを作成すると「いいね！」やコメントを付けて交流を深められます。
- ・アカウントは複数取得することができます。
- ・ダイレクトメッセージ（DM）
（他のユーザーに直接メッセージを送ることも可能です。）
- ・リツイート
（他の人の投稿を自分のアカウントから発信して投稿を広めることができます。）

<注意点>

- ・気軽に感じたことを「つぶやき」として投稿できるので、そこに悪口を紛れ込ませ、不適切な書き込みになる場合があります。
- ・Twitterと連携して質問箱を設置することができます。その質問箱は、匿名で質問ができるため、誹謗中傷（悪口、不快な質問、危害を加えるような内容等）の被害が増えています。

TikTok

短編の動画（15秒～60秒）をさまざまな特殊効果（エフェクト）を付けて作成できます。アプリをインストールすると、アカウント登録しなくても他の人の投稿を見ることができます。

<特徴>

- ・投稿した動画を通して交流を深めることができます。他のSNSと同様に「いいね！」コメントが付けられます。
- ・気に入った投稿者の「フォロー」が可能です。
- ・デジタルウェルビーイングという設定で、使用時間を制限したり、不適切な動画を制限して表示しないようにしたりできます。
- ・利用は13歳以上。13歳未満が利用していた場合は、アカウントが削除されます。

<注意点>

- ・動画に音楽を付けて投稿する場合に、管理されていない音楽を使用すると著作権侵害になります。

Facebook

他のSNSとは違い、実名で利用しなければなりません。知り合いを探しやすい、いたずらや嫌がらせがしづらいというメリットがあります。

<特徴>

- ・シェア
（他の友だちの投稿を他の人に見てもらいたいときは、その投稿をタイムラインを通して見られます。）
- ・グループ
（共通の話題のグループで交流ができる機能があります。）
- ・ストーリー
（複数の写真や動画をスライドショーのように表示できます。24時間で自動的に削除されます。）

Instagram

写真や動画を加工して投稿して他の人と交流を深めることができるSNSです。「インスタ映え」という言葉があるように、たくさんの「いいね!」やコメントが付いて注目されます。

<特徴>

- ・イラストのスタンプや人の顔にイラストを載せるフェイスフィルターが使える、特徴的な動画を作成できます。
- ・キーワードに「#」(ハッシュタグ)を付けて、自由に検索する機能が充実していて、同じハッシュタグが付けられた投稿を一覧表示することができます。
- ・ストーリーズにはリアルタイムの配信機能もあります。
- ・ストーリー上からダイレクトメッセージを送ることもできます。

<注意点>

- ・24時間で消えるストーリー機能で、写真や動画がすぐ消える、仲間内にだけ見せることができると安心してしまい、不適切な写真や動画を投稿してしまう場合があります。その間にスクリーンショット等で保存され、拡散されるリスクがあります。
- ・画像や動画に音楽を付けて投稿する場合に、管理されていない音楽を使用すると著作権侵害になります。
- ・Instagramと連携して質問箱を設置することができます。その質問箱は、匿名で質問ができるため、誹謗中傷(悪口、不快な質問、危害を加えるような内容等)の被害が増えています。

バトルロイヤルゲーム

<特徴>

- ・フレンド申請すると知らない人と一緒にプレイすることができます。
- ・GPS、ボイスチャット機能があります。

<注意点>

- ・プレイヤーが最後の一人になるまで戦闘を繰り返すため、一緒にゲームをしている友だちの間外し、罵り合い、裏切りなどトラブルになることも多いです。
- ・知らない人とゲームを通して知り合いになり、実際に会いに行ってしまうことがあります。

トラブルに陥らないための予備知識

児童生徒は、ほかにもさまざまなアプリケーションを使用していることが考えられます。それぞれの機能をもつ便利な点を理解した上で、トラブルの可能性についても話し合うことを通して考えさせることが大切です。

利用規約

SNSを始め、インターネット上のサービスにはそれぞれの利用規約が決められています。

インターネット上のサービスを利用する前には、必ず利用規約を確認して、その内容によって正しい利用方法を考える必要があること、また、この利用規約の内容が、トラブルの際の解決に大きく影響することを指導しておくことが大切になります。

写真・動画

撮影した写真をSNSに登録すると、顔を抽出して、自動的にインターネット上を検索し、その人の情報を表示する機能があるものもあります。自分の個人情報が流出したり、不正に利用されたりすることだけに注意をすればいいということだけでなく、他者の個人情報もまた同じように重要であることをしっかりと意識付けることが大切です。

位置情報（ジオタグ）

スマートフォンやタブレットなどのGPS機能がオンになっていると、画像に撮影した緯度・経度などの情報が付加されることがあります。

たいていのSNSでは、投稿される際に位置情報が削除される仕組みになっていますが、写真に特徴的なものが写り込んでいると地域や場所が特定できることもあるので注意が必要です。

OAuth : (オーオース)

SNSのアカウントを自動で別のSNSに連動させる仕組みがあります。他のSNSのIDとパスワードで、新しいサイトにログインできる仕組みです。そうすると別のSNSからアクセスが可能となるため、SNSを使い分けて秘密にしていたはずが、共通の友人情報からつながって個人が分かってしまうことがあります。

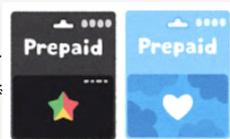
裏垢と本垢

SNSにおいては、複数のアカウントを持つことができるものがあります。主に使用するもの以外は裏アカウントの略で「裏垢(うらあか)」と呼ばれています。メリットは、身近な人に知られたくないこと等を自由に投稿できることです。しかし、使い方に注意しないと、ふとしたことがきっかけで裏垢の存在が知り合いにバレてしまい、トラブルに発展することがあります。

プリペイドカード（電子マネー）

コンビニエンスストア、オンラインショップ等で購入し、カードの裏面に記載された利用コードを入力することで、アプリやゲームのアイテムを購入することができます。

この利用コードを撮影しその画像を送信することで送金することができます。



ライフラインアカウント

Twitterの「ライフラインアカウント」など、ソーシャルメディアを活用した災害対策の取組も進んでいます。政府や自治体、企業などの公式なアカウントから情報を入手することも可能です。有事の際に利用できるサービスがあることを確認するなど、SNSの有効な活用方法について指導することも大切です。



「トラブルが起きてしまった場合にどうするか」
トラブルが起きたときの対応を考えておくことも大切です。
それぞれのSNS事業者が、トラブルに遭わないように、利用方法や注意方法、トラブルに遭ったときの対処法など、安全に使うための情報を保護者向けや教職員向けに公開しているのが参考になります。

インターネットの特性

インターネット社会の特性

インターネットは、世界中のコンピュータなどの情報機器を接続するネットワークです。インターネット社会は実社会のなかの、仮想的な世界で、そこには日常生活とは異なるさまざまな特性があります。

インターネットの特性

- 「公開性」：インターネットは全世界とつながっているので、世界中の全ての人が見ることができる
- 「記録性」：一度でも公開した情報は、公開した人の情報と一緒に永遠に記録される
- 「信憑性」：正しい情報だけでなく間違った情報や不適切な情報もある
- 「流出性」：公開したくない情報が流出することがある
- 「公共性」：インターネットは特定の誰かの物ではなく、全ての人の物である

心理的・身体的特性

- 直接顔を合わせていないので、対面では言えないようなことが言え、感情的になりやすい
- 非対面で伝わりにくく、誤解が生じやすい
- 長時間の利用により、心身に負担がかかる

機器やサービスの特性

- いつでもどこでもつながることができる
- 多彩なサービスが提供されており、時間を忘れて夢中になりやすい
- 無料をうたっているが、利用を続けていると課金を求められることがある

情報モラルに関する指導の際、理解させるポイント

インターネットの特性による危険や児童生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、犯罪につながる可能性があることや時には自殺を招く場合もあること
- 一度流出した情報は、簡単には削除できないこと

動画みんな見てくれるかなあ…
これは面白いし、ウケるよね！

自分とはわからないよね…



☆インターネットにつながる端末機器

- ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン（契約切れスマートフォン、子ども向けスマートフォンも）、携帯電話、携帯音楽プレイヤー、学習用タブレット、携帯ゲーム機、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビで利用が可能です。
- ・インターネットに接続できる機器には、「知らない人と出会える機能がある」ことを保護者に理解してもらい、家庭で使用ルールを決めるなど、保護者への啓発も重要です。

インターネット上のいじめの対応

インターネット上のいじめと基本的対応

インターネットを通じて行われるいじめの特徴

インターネットを通じて行われるいじめは、スマートフォン、パソコンなどの端末を通じて、SNSやインターネット上のサイトなどに、悪口、誹謗中傷を書き込むなどの方法により行われるものです。インターネットを通じて行われるいじめには、次のような特徴があります。

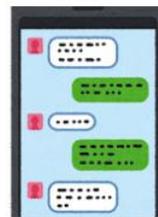
- (1) **加害者を特定しづらい**
インターネット空間は匿名性が高く、加害者が特定しづらい。
- (2) **加害者には被害者の顔が見えない**
相手と面と向かって言葉を交わさないため、言葉の重みを感じにくく、誹謗中傷がエスカレートしやすい。
- (3) **加害者と被害者が流動的である**
SNSでのやりとりが日常化しているため、被害者と加害者が逆転していることも多い。
- (4) **逃げにくい**
対面的ないじめは、その場を離れるなどその環境から逃れることができるが、ネットいじめでは難しい。
- (5) **拡散が速い**
・加速度的に拡散することから、学校としての把握が遅れることがある。

インターネットを通じて行われるいじめへの対応

こうしたインターネット上のいじめの特徴「発見が遅れる」「拡散が容易である」「書き込みをした者の特定が容易ではない」などを理解した上で、いじめの早期発見・早期対応に向け、『新潟県いじめ対応総合マニュアル』を活用しながら、学校として組織的に対処する必要があります。

基本的対応

- 管理職、いじめ対策推進教員への報告
- 誹謗中傷など内容確認と証拠の記録保存
- 保護者への連絡（被害者・加害者）
- ケースによっては警察と連携



対応の留意点

- 情報の拡散を最小限に食い止めるために、迅速に適切な対応をする必要がある。
- 外部から見えないことから、大人の知らないうちに問題が深刻化する場合がある。
- 被害者への寄り添う姿勢を忘れない。
- 被害者の訴えがなくとも、被害者がそれを知った時に苦痛を感じる可能性の高いケースもいじめに当たることに注意する（いじめ類似行為「新潟県いじめ等の対策に関する条例」）。
- 他校の児童生徒も関係する場合は、当該の学校との連携を図る。
- 人権教育の一環として指導する。

インターネット上のいじめの事例と対応

事例1 ステータスメッセージに悪口を書き込まれた

Aは、運動部に所属しており、同じポジションの先輩Bから技術面のアドバイスを受けていることからBのことを慕っていた。ある日、AがBのSNSのステータスメッセージを見たところ、「あいつマジうざい。センス無い。教えても無駄。辞めろ。」と書かれていたのを発見した。部活動で、Bから指導を受けているのはAだけであることから、AはBのステータスメッセージに書かれているのは自分のことと思いきょくを受けた。

後日、Bに対し、Aは「私のことですか、ご迷惑をおかけしてすいませんでした。」と確認と謝罪を行ったところ、Bは「Aのことじゃないよ」と返答し、態度も今までと変わりなかった。

しかし、この後もBのステータスメッセージが書き換わることはなく、気持ちの晴れないAが、このことを別のSNSでつぶやいたところ、共通の友人C経由でBの耳に入り、BのAに対する態度が冷たくなった。結果、Aは部活動を休むようになり、顧問がAと面談したところ発覚した。

問題点

- Bのステータスメッセージに誤解を招くような記載があった点
- Aが別のSNSでBを批判するようなメッセージを残した点

対処例

- 管理職及びいじめ対策推進教員へ直ちに報告する。
- 『新潟県いじめ対応総合マニュアル』いじめ対応フローに従う。

児童生徒への対応

- 関係する児童生徒から聞き取りを行い、事実確認する。
- 児童生徒の承諾を得たうえで書き込んだメッセージをスクリーンショットで記録保存する。
- ネット上に発信する際は、読む人のことを考え、感情にまかせず、考えてから書き込むよう指導する。
- 必要に応じてSCによるカウンセリング、面談を実施する。

保護者への対応

- 聞き取った事実や指導内容について保護者に連絡する。必要に応じて家庭訪問を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあったら学校に連絡するよう依頼する。
- 必要に応じてSCによるカウンセリング、面談をすすめる。

ポイント解説

- 【ステータスメッセージ（ステメ）】とはプロフィール欄に表示されるコメント機能のことです。相手からの返信がつかないことなどから、悪口を気軽に書きやすくなります。比較的長文を記載できることから、日記風、ポエム風、メッセージ風など多様なパターンのステータスメッセージが

存在します。

- 誰かに直接言っているわけではなく、誰に宛てたメッセージなのかも明言しないため、自分のことを言われているのではないかとモヤモヤした気持ちになり、トラブルに発展する可能性があります。
- ステータスメッセージは、プロフィール画面にあり、ブロックした相手からも見えてしまうため、不適切な記載があれば相手に伝わる可能性があります。
- ステータスメッセージの変更については、タイムラインで知ることができます。

事例2 グループ内での悪口や写真等を使用したからかい

ある日、Aと同じ部活動のBは、Aが更衣のため下着姿になっている動画を隠し撮りし、Aの参加していない鍵付きのSNSグループで、コメントと共に24時間で投稿が消える機能を用いて投稿した。

しかし、この動画を見たグループ内のCが、その動画を更に別のSNSに公開し、拡散に至り、問題が発覚した。

問題点

- Aの同意なくAを動画撮影し、Aの肖像権を侵害している点
- Cが下着姿の動画を別のSNSに公開したことで拡散してしまった点

対処例

- 管理職及びいじめ対策推進教員へ直ちに報告する。
- 『新潟県いじめ対応総合マニュアル』いじめ対応フローに従う。
- 下着姿は、児童ポルノに該当する可能性がある（Aが18歳未満の場合）ため、速やかに警察と連携して対応する。
- 犯罪に該当しない場合は、速やかに削除依頼を行うなどの対応をAの保護者にしてもらう。

児童生徒への対応

- 関係する児童生徒から聞き取りを行い、事実確認する。
- 画像の拡散範囲や状況をできる限り詳細に確認する。
- 必要に応じてSCによるカウンセリング、面談を実施する。

保護者への対応

- 聞き取った事実や指導内容について保護者に連絡する。必要に応じて家庭訪問を行う。
- 児童生徒の様子で、気になることがあったら学校に連絡するよう依頼する。
- 必要に応じてSCによるカウンセリング、面談を勧める。

ポイント解説

- 【鍵付き】とはアカウントを非公開にすることで、閲覧に制限をかける機能のことです。友達認証等されることにより、参加、閲覧することができます。
- 一度画像や動画をネット上に載せてしまうと完全に取り消すことは不可能で、多くの人に拡散されるとコントロールできなくなるため、SNSなどのネットの特徴や怖さについて理解を深める必要があります。

事例3 特定の児童生徒を外して別のグループを立ち上げてやり取りを行う

Aは、SNSでグループトークに参加していた。そのグループトークは、テレビの話題や遊びに行く予定など、かなりの頻度で利用されていた。ところが、最近になって投稿が減ってきたように感じられた。Aは同じグループに入っているBにそれとなく聞いてみたが、「みんな忙しいから」と軽く流されてしまった。

それから数日後、Cから、Aが入っていたグループのメンバーが、Aだけをはずして別のグループを立ち上げていたことを聞いた。

問題点

- Aに黙ってA以外のメンバーが別のグループを立ち上げたこと

対処例

- 管理職及びいじめ対策推進教員へ直ちに報告する。
- 『新潟県いじめ対応総合マニュアル』いじめ対応フローに従う。
- 学校生活において、いじめに発展することがあるので、行動の変化に注意する。

児童生徒への対応

- 関係する児童生徒から聞き取りを行い、事実確認する。
- 仲間外しは、いじめにあたることを指導する。
- 必要に応じてSCによるカウンセリング、面談を実施する。

保護者への対応

- 聞き取った事実や指導内容について保護者に連絡する。必要に応じて家庭訪問を行う。
- 保護者に対し、児童生徒の様子で、気になることがあれば学校に連絡するように依頼する。
- 必要に応じてSCによるカウンセリング、面談を勧める。

ポイント解説

- グループトークができるSNSでは、「退室」という機能があるが、はっきり退室をさせるこの機能を使うことに抵抗を感じている児童生徒は、特定の児童生徒をはずして別のグループを立ち上げることで仲間はずしを行います。
- このような行為は「いじめ」であることを日頃から認識させる指導が必要です。
- 文字が中心となる会話のやりとりでは、誤解や感情の行き違いが生じやすくなることを理解させようにします。



よく使われるSNSには、やり取りをコントロールする機能が備わっています。相手に知られずに投稿を非表示にする機能（ミュート）や、つながり自体を断つ機能（ブロック）もあり、深く傷付く前に「見えなくする」ことも一つの方法です。また、返信やコンタクトができる相手を制限できる機能もあります。

事例4 付き合っていた頃の画像やメッセージのやりとりをネット上にさらされる

Aは同級生のBと付き合っていた。付き合っているときは遊んだときの写真を共有していた。また、個人的なことに関わる話題もやりとりしていた。ところが、Aは次第にBと別れたいと思うようになり、そのことをBに伝えると、Bから「別れたくない」と言われた。しかし、AはBと別れることを選んだ。その後、何日かして、Aは友人のCから「Aの家の写真がインターネットに流れている」ということを聞いた。インターネットを見てみると、Aが自室で撮った写真や、Bとやりとりをしたトーク内容などが流れていた。そのトークの中には個人的な内容も含まれていた。慌ててBに確認したところ、Bが公開していたことが分かった。

問題点

- 無断でインターネット上に、他の人の写真や個人を特定できる内容を流していた点。内容によっては、肖像権の侵害に問われる。
- Aの自室で撮った写真に位置情報がついていたり、場所を特定できるものが写っていたりすると、住所を特定される可能性もある。

対処例

- 管理職及びいじめ対策推進教員へ直ちに報告する。
- 『新潟県いじめ対応総合マニュアル』いじめ対応フローに従う。
- 画像が拡散されると被害の回復を図ることが著しく困難になるため、拡散状況を出来る限り把握する。
- AとAの保護者の意向を確認し、速やかに削除依頼を行うなどの対応をAの保護者にしてもらう。
- つきまといが心配される場合は、警察への相談をすすめる。

児童生徒への対応

- 関係する児童生徒から聞き取りを行い、事実確認する。
- 画像の拡散範囲や状況をできる限り詳細に確認する。
- 一度拡散した画像は、完全に削除することが難しいことを理解させ、本人の同意を得て本人に画像を削除させる。
- 必要に応じてSCによるカウンセリング、面談を実施する。

保護者への対応

- 聞き取った事実や指導内容について保護者に連絡する。必要に応じて家庭訪問を行う。
- 必要に応じて、画像の削除を行うように伝える
- 必要に応じてSCによるカウンセリング、面談を勧める。

ポイント解説

- インターネットに掲載することで取り返しのつかないことになるおそれがあることを日頃から指導する必要があります。
- また、たとえ知人といえども、インターネットに流されたら困るような写真は共有しないことを指導します。

事例5 自分の名前で身に覚えのない書き込みをされた（なりすまし）

AとBは同じクラスで、仲の良い関係にあったが、時々Bが他のクラスメートと仲良くしているのを見て、Aは、Bから避けられているのではないかと不安に感じた。ある日、AはSNS上に「あいつ、ウザイ！」との書き込みを見て、Aは自分のことを言っていると思い、これはBの仕業ではないかと思った。怒ったAはBになりすましたアカウントをつくり、Aの友人の悪口を投稿した。その結果、Bが友人たちからの信用を失い、トラブルとなった。

問題点

- AがBになりすまして、うその書き込みをしたこと
- 誹謗中傷など悪意のある書き込みは、利用規約で禁止されているのに、書いてしまったこと

対処例

- 管理職及びいじめ対策推進教員へ直ちに報告する。
- 『新潟県いじめ対応マニュアル』いじめ対応フローに従う。
- 書き込みを信じて、あおったりする児童生徒がいる可能性があるため、クラス内の様子や周囲にも注意する。

児童生徒への対応

- 「なりすまし」の可能性を考えて、加害児童生徒の特定は慎重に行う。
- 関係児童生徒全員から聞き取りを行い、事実確認する。
- なりすまし行為をした者を特定できた場合は、なぜ、なりすまし行為をしたのか、そこに至った背景を確認する。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪につながる可能性があることを理解させる。
- 必要に応じてSCによるカウンセリングや面談を行う。

保護者への対応

- 聞き取った事実や指導内容について保護者に連絡する。必要に応じて家庭訪問を行う。
- 必要に応じてSCによるカウンセリング、面談をすすめる。
- 児童生徒の様子で、気になることがあったら学校に連絡するよう依頼する。
- 必要に応じて書き込みの削除を行うよう伝える。

ポイント解説

- 他人になりすますことによって他人を傷つけた場合、名誉毀損等となる可能性もあります。
- 「ネットなら誰が書いたか分からない」と思って書き込む児童生徒もいますが、ネット上の情報から、書き込んだ本人が特定できる場合があることを理解させる必要があります。

指導チェックリスト

指導チェックリスト

スマートフォンを使ったSNSによる誹謗中傷や盗撮したものを投稿するなどの行為を被害者が訴えてきたり、学校が誹謗中傷行為を知ったりした場合は、以下の指導チェックリスト項目を確認しながら対応します。

- 被害者側の精神的苦痛、不適切な投稿内容、画像、動画が確認できたか？あるいは苦痛になるであろう内容を確認できたか？
- 誹謗中傷されている内容をスクリーンショットで撮り、記録保存したか？
- 管理職、いじめ対策推進教員、生徒指導主事に報告したか？
- 被害者が感情的になり、逆に攻撃していないか？
- 加害者から聞き取りを行う際、情報提供者を加害者側に伝えて良いか？
場合によっては、情報提供者を伏せて聞き取りを行う必要がある。
- 誰が誰に対して投稿した内容か、当事者から聞き取りができたか？
- 保護者連携、保護者連絡はできているか？
- 投稿者が特定されない場合は削除要請することができることを保護者に確認したか？
警察に相談、サイト管理会社に削除要請するか保護者に確認したか。
- 画像、投稿はどこかにバックアップを取っているか確認し、クラウド上など全ての保存先から削除していることを確認する。

画像、投稿の削除依頼

インターネット上にはログが残り、周囲への評判を下げたり、信用を失うことにつながるので、動画・画像の流出や誹謗中傷などの書き込みなどは、削除等の適切な対応が必要となります。

削除依頼の流れ*保護者の協力が必須

該当する投稿のURLやアドレスを控える【画面(=スクリーンショット)や動画の保存も重要】

可能な状況であれば、投稿者に削除してほしいと連絡してみる(無理は禁物)

「通報」「報告」「お問い合わせ」など削除依頼等ができるページやメニューを探す

フォームに従って必要な選択・入力を行い、漏れがないか内容を確認して、送信

<基本的な流れ>

- ①被害にあった児童生徒は、証拠保全のため適切な書き込みのある画面をスクリーンショットや印刷で保存する。
- ②書き込んだ児童生徒、グループ作成者、管理人や運営会社、プロバイダに書き込みの削除を速やかに依頼する。

学校では、上記の対応を日頃から児童生徒・保護者に周知すると共に、児童生徒から相談があった場合には、指導上の理由から、児童生徒の承諾を得た上で、スマホの画面やスクリーンショットの保存データの提供を依頼する。

被害を最小限にするため早急な対応が必要であり、特に違法又は命に関わる内容の場合、最寄りの警察に即時、通報・相談する。

インターネット上の人権侵害

悪質な投稿は犯罪になることも

インターネット上に他者の悪口を書き込んだ場合、以下のような犯罪になる場合があります。特に、個人情報を含む誹謗中傷を行う行為は悪質です。相手の個人が特定されるだけでなく、その家族も巻き込むことになり、名誉毀損罪、侮辱罪となる可能性もあります。

また、誹謗中傷に関してコメント等を付する行為は、“広めることに加担した”とみなされます。投稿する前に必ず「自分が言われたらどう思うか」を考えさせるようにすることが重要です。

名誉毀損・侮辱罪

1 成立要件

- 公然性・・・不特定多数の人が見ることができること（基本的に LINE は不可）
- 対象者の特定・・・第三者が見ても対象者がわかること（あだ名は不可）
- 内容・・・名誉を傷つける内容であること
- 処罰の意思・・・被害者「犯人を処罰してほしい」（犯人を教えてほしいは不可）

2 証拠保全の必要性

- 証拠として保存する前に削除されると捜査困難となる。
- 書き込んだ投稿者を接続ログから特定できない場合がある。
- 削除要請については、警察に特別な権限はない（原則、本人や保護者から要請）。

盗撮

新潟県迷惑行為等防止条例第2条違反

- 場所は、トイレ等のほか教室も対象場所として追加（平成29年10月改正）
- 通常衣服で隠している部分を撮影（下着等は対象、太もも等は対象外）
- トイレ等は、撮影機器を設置しただけ、レンズを向けただけで犯罪成立
- 証拠画像を削除させる前に警察へ報告する（校内で発生しても連絡すること）
- 事案発覚後は、被害者と加害者両方のケアが不可欠。SCによるカウンセリングを勧める。



投稿等の内容等が犯罪行為として取り扱われると認めるときは、児童生徒を徹底的に守るという観点から警察に相談し、連携を図ることが重要です。特に、盗撮は被害者の心身に大きなダメージとなるので心のケアが必要になることを知っておく必要があります。

ネットトラブルの事例

インターネットに関連した迷惑行為や違法行為

個人情報公開のリスク

1 事例

AはSNSで日頃の思ったことをつぶやいていた。個人を特定できるようなものは書かないように注意していたが、急に不審な人につきまとわれるようになった。

2 対応・指導例

- インターネット上に情報を公開するときは、個人を特定できるものを書かない。
- 「学校行事の日付」「通学手段と時間」「近所の店の名前」など、何気ない情報でもつなぎ合わせていくと個人を特定することができることを指導する。
- もし被害にあったり、不安なことがあったりしたら、保護者や教師など周りの大人に相談するよう指導する。

不適切画像や動画の投稿

1 事例

B、C、Dの3人は、学校の帰りに制服のまま線路に入り、大はしゃぎで写真を撮影。仲間に見せようと、SNSに投稿したところ、あっという間に個人が特定されて学校名や名前などの情報が公開された。警察に通報され、鉄道営業法違反等の罪で家庭裁判所に送致されたことに加え、学校には抗議の電話やメッセージが多数寄せられた。

2 対応・指導例

- 管理職及び生活指導主事に報告する。
- 証拠の保存、削除に関しては18ページ参照。
- 線路に入る行為が不適切な行為であり、罰則や損害賠償請求を受ける可能性があることを指導する。

自画撮り被害

1 事例

EはSNSで知り合った同じ年のFとダイレクトメッセージでやりとりをしていた。話の流れから下着姿を見たいと言われたので、下着くらいならと写真に撮って送信したところ、「次は裸の写真を送らないと下着姿を拡散させる。住所も分かっているぞ。」と脅された。

2 対応・指導例

- 知り合いでも下着姿、裸の写真などは送らないように指導をする。
- 聞き取った事実について保護者に連絡し、必要に応じて警察に相談をするよう薦める。
- 写真には位置情報が含まれている場合もあり、投稿する写真については、カメラアプリの設定で「位置情報」をオフにしているか確認をするよう指導する。
- 18歳未満の交際相手などに、下着姿や裸の写真を送るように求めたり、そのような画像をスマホに保存したりした場合、児童ポルノ禁止法違反（製造、提供など）や新潟県青少年健全育成条例違反（自画撮り画像の要求行為の禁止）となることを教える。

インターネット上での出会いの危険性

インターネットでの誘い出し

1 事例

- (1) 女子生徒のAはオンラインゲームのチャット機能でよく話しているプレイヤーがいた。SNSでもやりとりをするようになり、同じ10代の女子ということで意気投合して実際に会うことになった。しかし、行ってみると成人男性が来ていた。その後もつきまとわれることが続いたので、親に相談した。
- (2) SNSでサイトを非公開でネット上にアップしていた。同じ趣味を持つ人から友だち申請が来たので承認した。その後、ダイレクトメッセージで話をするようになり、電話番号も教えた。それから知らない人から電話がくるようになり、不安になったので担任に相談した。

2 対応・指導例

- インターネットではやりとりをしている相手が見えないため、簡単に信用しないよう日頃から指導する。
- 知らない人からの友だち申請などは承認しないように指導をする。
- 出会い系サイトなどに書き込みをしないよう指導する。また、保護者にもフィルタリング機能を利用してもらうよう連絡する。
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように指導する。
- 必要に応じ、警察に相談することを勧める。

パパ活・ママ活

1 事例

高校生のBは、軽い気持ちでSNSコミュニケーションサイトに「カラオケ行ける人連絡ください」と書き込んだ。成人男性から返事が来てカラオケ代をおごってくれるというので会いに行ったら、カラオケ店の個室でわいせつな行為をされそうになったので、逃げ出し、親に相談した。

2 対応・指導例

- 「パパ活・ママ活」という軽い言葉が性犯罪のごまかし言葉になっていることを指導する。
- 「カラオケだけ」「ご飯だけ」は誘い文句なので、知らない人を簡単に信用しないように指導する。
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように指導する。
- 必要に応じ、警察に相談することをすすめる。

高額バイト

1 事例

学校でアルバイトが禁止されているCは、学校にばれないアルバイトをインターネットで探したところ、高額なアルバイトが見つかったので、ダイレクトメールで申し込んだ。言われるままに行動したところ、振り込め詐欺の犯罪に荷担しており、警察に補導され、保護者から学校に連絡があった。

2 対応・指導例

- 「高額バイト」で検索するなど、児童生徒が簡単に調べられるサイトがある。
- 「裏バイト」と呼ばれる高額アルバイト先は、犯罪に関わっているなどの危険があることを指導する。
- たとえその意識がなくても、犯罪に荷担した場合は犯罪者になってしまうことを指導する。
- 逮捕により、進学や就職が取り消されることもあることを指導する。

著作権、肖像権の侵害

著作権

1 事例

- (1) Aは、人気の連載マンガをスマートフォンで撮影し、画像投稿サイトに投稿した。そのことをSNSでつぶやいたところ、Aをフォローしている多くの人が閲覧し、「いいね」や感謝のコメントをもらった。このことを生徒同士の会話から担任が耳にし、Aに確認したところ、事実であった。
- (2) Bは、クラスの友人間で話題となっているアーティストの楽曲を、友人を代表してダウンロード購入し、クラウドサービスにアップロードした。その後、Bをフォローしている多くの人がクラウドサービスをおしてダウンロードし、楽曲を楽しんでいると担任が耳にしたので、Bに確認したところ、事実であった。

2 対応・指導例

- A、Bに事情を確認する。
- 管理職及び生徒指導主事に報告する。
- 証拠の保存、削除に関しては18ページ参照。
- 行った行為は、著作権法に触れる行為であることを指導する。
(罰則 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 (またはその両方))

肖像権

1 事例

- (1) Cは、学校で仲の良い友人Dと写っている写真を、Cの許可を得ずSNSに投稿した。その写真を他校に通うEがシェアし、ネガティブなコメントと共に拡散させた。後日、このことを知ったDから、今後の対応について担任に相談があった。
- (2) Eは、音楽フェスに参加した際、人気アーティストの顔写真を撮影し、その場でSNSに投稿したところ、Eをフォローしている多くの人がその写真をシェアした。後日、アーティストのマネジメント会社より、「肖像権を侵害しており、場合によっては訴訟も視野に入れている」旨の連絡があり、Eから担任に相談があった。

2 対応・指導例

- 管理職及び事例(1)についてはいじめ対策推進教員、事例(2)については生徒指導主事に報告する。
- 証拠の保存、削除に関しては18ページ参照。
- 行った行為は、肖像権の侵害にあたる行為であることを指導する。
(損害賠償請求を受ける可能性がある。)

オンラインゲームのトラブル（課金、アカウント乗っ取り）

オンラインゲームトラブル

1 定義（オンラインゲーム）

パソコンやスマートフォン、タブレット端末、ゲーム専用機器などから、インターネットを経由して、他のコンピュータとデータを交換しながらゲームを進めるという、コンピュータゲームの一形態。一般的に、パッケージソフトとして購入するゲームと比較すると、オンライン上で複数の人が同時に参加・交流しながらゲームを進めることができる、最初に購入対価を支払うのではなく、月額料金やプレイ内容に応じて課金されることが多いといった特徴がある。（総務省の定義）

2 事例

(1) 課金

Aは、無料でできるゲームを「無料ならいいや」と思い、ダウンロードして遊んでいたところ、レアアイテムが数百円で安く入手できることを知り、コンビニでプリペイドカードを購入し課金した。そのことで、ゲーム仲間から注目を浴びるようになり、さらに課金し、アイテムを続々入手した。後日、今までの課金額を累計すると数万円に上っていたことに気づき、後悔したAから、返金してもらうことはできないか学級担任に相談があった。

(2) アカウント乗っ取り

Bが、友人とゲームアカウントが乗っ取られたという話をしていたことを耳にした。学級担任は、心配に思い、Bから詳しく話を聞いたところ、Bさんが登録時に自身の個人情報の他に保護者のクレジットカード番号も登録していたことがわかった。

3 対応・指導例

(1) 共通事項

管理職及び生徒指導主事に報告する。

(2) 課金トラブル

- 通信販売においてクーリングオフは適用されないが、民法における未成年者の契約取消が適用される可能性もあるので、保護者へ消費生活センター（消費者ホットライン 188局番無し）への相談を勧める。（小遣いの範囲内だと契約取消できない。）
- あわせて保護者に対し、今後の予防を図るため、通信容量の制限やペアレンタルコントロール等の設定等、管理の徹底を依頼する。

(3) アカウント乗っ取り

- 直ちに該当サイトにアクセスし、パスワードを変更させる。（なお、既にアカウントが乗っ取られ、パスワードが変更されてしまい、ログインできない場合は、「パスワードの再発行」を行い、アカウントを取り戻す。）
- クレジットカード会社に届け出させ、カードを止めさせる。
- 警察に相談することを勧める。
- 他人のID、パスワードを使って、アクセス権限のないシステムに不正にログインすることは、不正アクセス禁止法違反となることを教える。

ネット依存・ゲーム依存

ネット依存トラブル事例

Aはスマートフォンを持ち始め、SNSで友人や有名人のメッセージをチェックしないと気が済まなくなりました。また、友人とのグループトークが深夜まで続いてしまう毎日が続いた。しだいに朝起きることがつらくなり、授業中も居眠りをするようになり、成績も下がっていった。

ゲーム依存トラブル事例

Bは学校にいる間もスマホゲームのことが気になり、授業に集中できなくなった。また、レアアイテムを手に入れるために高額の課金をしてしまい、家族から注意されるが、反発して暴言を吐いたり、嘘をついてごまかしたり、ゲームをやめようとしなかったりする状況が続いた。やがて登校できなくなり、部屋に閉じこもり、ひたすらゲームを続ける生活になった。

1 ネット依存・ゲーム依存のサイン

生活面	身体面	精神面
<ul style="list-style-type: none">・夜更かし、学校での居眠り・食事の量、回数が減る・家に閉じこもる、体力の低下・ゲームに関して嘘をつく	<ul style="list-style-type: none">・頭痛、吐き気、だるさ・目が痛い、視力の低下・日中のねむけ・集中力の低下	<ul style="list-style-type: none">・イライラする・攻撃的になる・楽しいと思うことが減る

2 対応例

上記のような依存のサインを確認した場合、次のような対応が考えられます。

(1) 指導・支援

- 職員全体で情報共有し、児童生徒の変化について気付いたことを報告してもらうようにする。
- ゲーム機やスマートフォン利用についての問題点、注意点を強調するのではなく、適切な意識が向くように指導・支援していく。
- 面談を実施し、ゲーム機やスマートフォン等によるネットやゲームの利用状況について振り返りをさせる。
 - (例) ネットやゲームを使用している時間を計る
 - 毎日5時間すると1週間で35時間、1か月で150時間にもなるというように、どのくらいの時間を費やしているかを俯瞰的に認識させる。
- 1日の予定を立て、ゲームやネット利用する時間を決めてスケジュール表に書き込ませることで、時間の管理をさせる。
- インターネットやゲームの代わりとなる活動（音楽やスポーツ）を見付けるよう勧める。
- スクールカウンセラーとも情報を共有し、必要に応じてカウンセリングを行う。
- 改善が見られない場合、医療機関への受診、民間団体等、第三者へも相談できることを勧める。

(2) 家庭への対応

- 児童生徒の状況・対応について家庭と情報共有し、学校と家庭が連携を図っていくことを確認する。
- 解決をあせらず、ネット依存傾向になったきっかけを探して、話し合いながら対応する。

- 家庭内で話をしたり、手伝いを日常化したりするなど、コミュニケーションを図るようお願いする。
- 学校と家庭で「家庭内ルール」を共有し、互いに児童生徒の様子を見守り、情報交換する。
- 家庭で話し合いを行い、ゲーム機やスマートフォンの「家庭内ルール」を作ってもらおう。
- 「ペアレンタルコントロール」でインターネットの利用環境を整える方法を保護者に示す。

3 予防のためのポイント

- 他の人の利用状況も踏まえながら、「適切な使い方」をグループやクラス全体で考えさせ、「適切な使い方（使用時間のコントロール）」の考えを導き出す授業を実施する。
- 学級通信・学級懇談会等で保護者に伝える。
- 保健体育の授業で、インターネットやゲームへの依存が進むと生活にどのような影響が出るか、依存傾向にならないためにどうしたら良いかを考えさせる。
- クラスで話し合った、「正しい使い方」を保護者に知らせる。
- 「ペアレンタルコントロール」でインターネットの利用環境を整える方法があることについて、日頃から保護者啓発を行う。

參考資料

相談窓口

困った時、問題が起きた時は、一人で問題を抱え込まないように、家族や先生に相談することを日頃から生徒に伝えるとともに、相談しにくい場合には、様々な相談窓口があることを紹介しておきましょう。

相談機関	主な分野	電話・URL
違法・有害情報相談センター	誹謗中傷、名誉毀損、人権問題などに関する書き込みの対応や削除の方法などの相談	https://ihaho.jp/
一般財団法人 インターネット協会	代表的なネットサービスの利用方法やトラブルに遭った際の対応方法などを公開	https://www.iajapan.org/
インターネット安全・安心相談（警察庁）	ネットトラブルの解決を支援するサイト	https://www.npa.go.jp/cybersafety/
けいさつ相談電話	具体的な被害に遭った場合の相談 * けいさつ相談電話は 24 時間 * 性犯罪被害相談電話、少年サポートセンターは 平日 8:30~17:15	025-283-9110 または # 9 1 1 0
性犯罪被害相談電話（警察）		025-281-7890 または # 8 1 0 3
少年サポートセンター		(新潟) 025-285-4970 (長岡) 0258-36-4970 (上越) 025-526-4970
消費者ホットライン	不当請求や架空請求など消費生活におけるトラブルの相談	1 8 8
子どもの人権 110 番 人権相談所（法務局・地方法務局）	いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談 (平日 8:30~17:15 まで)	0120-007-110
24 時間子供 SOS ダイアル 新潟県いじめ相談電話	いじめ等の問題で悩む児童生徒や保護者等の相談 (毎日 24 時間)	0120-0-78310 または 025-285-1212
いじめ・不登校等悩みごと 相談テレフォン	平日 9:10~16:00	025-263-4737
新潟県 SNS 相談（LINE）	平日 17:00~22:00 休日 15:00~20:00	学校で配付されたプリントから登録
新潟県いじめ相談メール	平日 8:30~17:15	ijime@mailsoudan.org
新潟いのちの電話	年中無休（24 時間）	(新潟) 025-288-4343 (上越) 025-522-4343 (長岡) 0258-39-4343 (新発田) 0254-20-4343 (村上) 0254-53-4343
新潟県精神保健福祉センター	こころの健康に関する様々な相談を精神保健福祉相談員や精神科医師が受付 (平日 8:30~17:00)	025-280-0113

関連参考リンク集

以下の資料では、情報モラル関連の情報や資料等を提供しています。

文部科学省

- 「教育の情報化に関する手引」（令和元年12月）-追補版-(令和2年6月)』
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html
- 情報化社会の新たな問題を考えるための教材
<児童生徒、保護者向けの動画教材、教員向けの指導手引き>（令和元年）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.html
- 情報活用能力の体系表例（令和元年度版）全体版
https://www.mext.go.jp/content/20201014-mxt_jogai01-100003163_005.pdf
- 高等学校情報科「情報Ⅰ」教員研修用教材（本編）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416756.htm

内閣府

- 普及啓発リーフレット集
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

総務省

- 「インターネットトラブル事例集 2020年版」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html-ka/jireishu.htm

法務省

- 「インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう」
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>

関連機関

- 一般社団法人 日本教育情報化振興会（JAPET）
「ネット社会の歩き方」（令和元年）
<http://www2.japet.or.jp/net-walk/>
- 財団法人 インターネット協会（IA Japan）
 - インターネットを利用する方のためのルール＆マナー集
<https://www.iajapan.org/rule/>
 - インターネットを利用する際に、知っておきたい『その時の場面集』
<https://www.iajapan.org/bamen/>
 - インターネット関連法律、準則、ガイドライン
<http://www.iajapan.org/hotline/link/law.html>
- 国立教育政策研究所「情報モラル教育実践ガイダンス」
<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/>
- 独立行政法人国民生活センター インターネットトラブル
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/internet.html

情報モラル資料「ネットトラブルの理解と対応」
の作成に御協力いただいた皆様

敬称略、職名は令和3年3月末現在

○ 令和2年度 いじめ対策等検討会議委員

- | | |
|--------|------------------|
| 一戸 信哉 | (敬和学園大学 教授) |
| 本間 恵美子 | (新潟青陵大学 教授) |
| 松井 賢二 | (新潟大学 教授) |
| 秋山 正道 | (新潟産業大学 教授) |
| 渡邊 芳久 | (三条市立一ノ木戸小学校 校長) |
| 比後 慎一 | (燕市立燕中学校 校長) |
| 須藤 浩 | (県立村松高等学校 校長) |
| 吉田 金豊 | (新潟県高等学校PTA連合会) |
| 佐藤 理仁 | (県教育庁義務教育課 課長) |
| 長谷川 雅一 | (県教育庁高等学校教育課 課長) |
| 鈴木 勇二 | (県教育庁生徒指導課 課長) |

○ 「新潟県SNS教育プログラム」情報モラル教育推進チーム委員

- | | |
|-------|------------------|
| 竹内 努 | (県立教育センター 指導主事) |
| 石田 亘 | (県立新潟商業高等学校 教諭) |
| 伊藤 明 | (県立荒川高等学校 教諭) |
| 南部 泰正 | (県立新発田商業高等学校 教諭) |
| 山田 勉 | (県立柏崎高等学校 教諭) |